



インボイス制度に関するお知らせ

インボイス発行事業者は**消費税の確定申告**が必要となります

※ 基準期間の課税売上高が1,000万円以下の場合も申告が必要です

自宅でe-Tax



e-Taxを使うと**自宅やオフィスから**申告や申請・届出の提出、納税等の各種税務手続きができます。

なお、個人事業者は「**確定申告書等作成コーナー**」により、スマホで簡単に確定申告の手続きができます。

< 個人向け >
確定申告書等
作成コーナー



< 法人向け >
e-Tax
ホームページ



納税資金の計画的なご準備を！

消費税の納税に当たっては、計画的な納税資金の積立て等により、申告時に一括で納税資金を準備する負担を軽減することができます。

事前に売上げから消費税相当分を分けて管理しておくなど、**納税資金を計画的にご準備**の上、**期限内納付**をお願いします。

計画的な納税を
検討中の方へ



簡単・便利なキャッシュレス納付

自宅やオフィスからキャッシュレスで納付ができます。

< キャッシュレス納付方法 >

- e-Taxによる口座振替（ダイレクト納付）
- インターネットバンキング
- クレジットカード
- スマホ決済（○Payなど）
- 口座引落し（振替納税※個人の方のみ）



納付手続に
関する情報



※ 申告書提出後に納付書の送付等による納税のお知らせはありませんので、ご自身で納付手続を行う必要があります。

インボイス制度特設サイト

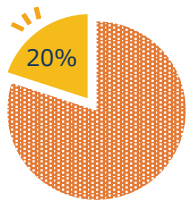


- 国税庁HPの「**インボイス制度特設サイト**」に、制度に関する情報を掲載しています。
- 制度のポイントを解説した動画やインボイスの記載事項に関するチェックシート・解説マンガなども掲載しています。

インボイス制度
特設サイト



2割特例



免税事業者からインボイス発行事業者となられた方には、**納付税額を売上げに係る消費税額の2割とすることができる特例**があります。

- ※ 2割特例の適用には、2年前（基準期間）の課税売上高が1,000万円以下であるなど、要件があります。
 - ※ 2割特例を適用できない場合でも、2割特例と同様、納付税額を売上げに係る消費税額から計算する「簡易課税制度」もあります（業種ごとに決められた割合により計算します。）。
- 簡易課税制度の適用には、事前に届出書の提出が必要です。

2割特例ページ



簡易課税制度



登録を受けるかお悩みの方

- インボイスを交付するためには、**インボイス発行事業者として登録を受ける必要があります。**

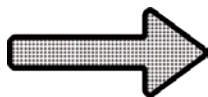
※免税事業者が登録を受ける場合、登録を受けた日から2年を経過する日の属する課税期間の末日までは、免税事業者となることはできません（消費税の申告が必要です）。

- **登録は任意**のため、売上先からインボイスや旅費精算のための領収書を求められることが多いかなど**ご自身の事業実態に合わせて登録の要否**をご検討ください。



登録を受ける場合

登録を受ける場合は、登録申請手続きが必要です。



登録申請手続きは、**e-Taxをご利用ください。**

個人事業者の方は、スマホから登録申請ができます。

e-Taxによる登録申請手続



インボイス制度についてのお問合せ先

インボイスコールセンター
(一般的な問合せはこちら)

0120 - 205 - 553 (無料)
9:00~17:00 (土日祝日・年末年始除く)



国税庁HPの「**インボイス制度に関する相談窓口一覧表**」に、相談内容に応じた各種ご相談先をまとめています。

登録についてのご相談は、所轄の税務署で開催している**相談会**、**オンライン税理士相談**（中小企業庁委託事業）などもご活用ください。

※相談会は事前予約が必要なため、所轄の税務署へご連絡ください。

相談窓口一覧



補助金などの支援策



インボイス制度に対応した**会計ソフト**や**受発注システム**等の**ITツール導入を支援するIT導入補助金**や小規模事業者の**販路開拓等を支援する小規模事業者持続化補助金**などの支援策があります。

中小企業庁リーフレット

